

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 29 年 4 月 20 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600240号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1700003号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和41年2月28日から同年3月1日に訂正し、同年2月の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

昭和41年2月28日から同年3月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和41年2月28日から同年3月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和41年2月28日から同年3月1日まで

A社からC社(現在は、いずれもB社)に転籍した時の厚生年金保険被保険者期間の記録に空白が生じているので、調査の上、年金額に反映するよう請求期間を厚生年金保険被保険者として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された回答書及び複数の同僚の証言により、請求者は、請求期間において、A社に継続して勤務(昭和41年3月1日にA社からC社に転籍)し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和41年2月の標準報酬月額については、請求者のA社における同年1月の厚生年金保険の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和41年2月28日から同年3月1日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届(以下「資格喪失届」という。)を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、事業主が資格喪失年月日を同年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年2月28日を資格喪失年月日として

資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

?

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600241号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1700004号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和41年2月28日から同年3月1日に訂正し、同年2月の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

昭和41年2月28日から同年3月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和41年2月28日から同年3月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和41年2月28日から同年3月1日まで

A社からC社(現在は、いずれもB社)に転籍した時の厚生年金保険被保険者期間の記録に空白が生じているので、調査の上、年金額に反映するよう請求期間を厚生年金保険被保険者として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された回答書及び複数の同僚の証言により、請求者は、請求期間において、A社に継続して勤務(昭和41年3月1日にA社からC社に転籍)し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和41年2月の標準報酬月額については、請求者のA社における同年1月の厚生年金保険の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和41年2月28日から同年3月1日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届(以下「資格喪失届」という。)を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、事業主が資格喪失年月日を同年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年2月28日を資格喪失年月日として

資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600255号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1700002号

第1 結論

昭和50年*月から昭和59年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年*月から昭和59年3月まで

私が20歳になった直後の昭和50年*月頃に、父がA市で私の国民年金の加入手続きを行い、請求期間の国民年金保険料は、父又は母が定期的に納付していたはずである。請求期間の保険料が未納とされていることに納付できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、請求者の国民年金の加入手続きを行い、加入当初の保険料を納付したとする請求者の父親は既に亡くなっている上、その後に保険料を納付したとする請求者の母親は高齢によりその具体的な証言を得ることができないことから、請求期間の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況について確認することができない。

また、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、請求者が所持する年金手帳の記載内容及び請求者の記号番号前後の任意加入被保険者に係る資格記録から、B市において昭和59年9月頃に払い出されたことが推認できるところ、社会保険オンラインシステムによる氏名検索においても当該記号番号とは別の記号番号を確認することができないことから、請求者の国民年金の加入手続きはB市において昭和59年9月頃に行われたと考えられ、その際、請求者が20歳に到達した昭和50年*月*日に遡って国民年金被保険者資格を取得したことが推認されることから、同年*月頃に請求者の父が請求者の国民年金の加入手続きを行い、父又は母が請求期間の国民年金保険料を納付したとする請求者の主張と符号しない。

さらに、請求者の国民年金の加入手続きが行われたと推認される昭和59年9月の時点では、請求期間のうち、その大部分に当たる昭和50年*月から昭和57年6月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない。

加えて、請求期間は*か月と長期の上、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していた

ことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。